

# 平成25年第4回川崎市議会定例会

## 提出議案資料

### 議案第156号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

**【まちづくり局】**

# 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の概要

## 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴う改正

### (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正の概要

#### ア 適用対象の拡大

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。

#### イ 施行期日等

(ア) 平成25年7月3日公布、平成26年1月3日施行

(イ) その他所要の規定の整備を行うこと。

### (2) 川崎市営住宅条例の改正の概要

ア 市営住宅の使用申込みにおいて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者について単身入居を認めることを規定しており、同法の適用対象が拡大されることを受け、同様に単身者の市営住宅の申込資格の対象範囲を拡大するとともに、所要の整備を行うもの。

#### イ 施行期日

平成26年1月3日

## 2 川崎市債権管理条例の制定に伴う改正

### (1) 川崎市営住宅条例の改正の概要

川崎市債権管理条例（平成25年10月8日条例第42号、平成26年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、市営住宅及び駐車場の使用料に係る督促並びに延滞金の徴収及び減免等について明確にするため、所要の整備を行うもの。

### (2) 施行期日

平成26年4月1日

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市営住宅条例 昭和37年9月28日条例第32号</p> <p>(申込資格)</p> <p>第8条 市営住宅の使用申込者は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。ただし、第4号エに規定する市営住宅にあつては、当該災害発生の日から3年間はなお当該災害により住宅を失った者であることを要する。</p> <p>(1) 川崎市内居住者又は川崎市内に一定の勤務先がある者であること。 (2) 同居親族があること。 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) 使用申込みをした日において、収入がアからウまでに掲げる場合は214,000円を、エに掲げる場合は214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円）を、アからエまでに掲げる場合以外の場合は158,000円をそれぞれ超えないこと。</p> <p>ア 使用申込者又は同居親族に次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>(ア) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの (オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所</p>	<p>○川崎市営住宅条例 昭和37年9月28日条例第32号</p> <p>(申込資格)</p> <p>第8条 市営住宅の使用申込者は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。ただし、第4号エに規定する市営住宅にあつては、当該災害発生の日から3年間はなお当該災害により住宅を失った者であることを要する。</p> <p>(1) 川崎市内居住者又は川崎市内に一定の勤務先がある者であること。 (2) 同居親族があること。 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) 使用申込みをした日において、収入がアからウまでに掲げる場合は214,000円を、エに掲げる場合は214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円）を、アからエまでに掲げる場合以外の場合は158,000円をそれぞれ超えないこと。</p> <p>ア 使用申込者又は同居親族に次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>(ア) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの (オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所</p>

改正後	改正前
<p>者等</p> <p>イ 使用申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>ウ 同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者がある場合</p> <p>エ 入居を申し込む市営住宅が、住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合</p> <p>（5） 使用申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が別に定める規模の市営住宅の使用を申し込むものにあつては、同項第2号に規定する条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>（1） 60歳以上の者</p> <p>（2） 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>（3） 前項第4号ア（イ）から（オ）までのいずれかに該当する者</p> <p>（4） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1</p>	<p>者等</p> <p>イ 使用申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>ウ 同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者がある場合</p> <p>エ 入居を申し込む市営住宅が、住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合</p> <p>（5） 使用申込者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が別に定める規模の市営住宅の使用を申し込むものにあつては、同項第2号に規定する条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>（1） 60歳以上の者</p> <p>（2） 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>（3） 前項第4号ア（イ）から（オ）までのいずれかに該当する者</p> <p>（4） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1</p>

改正後	改正前
<p>項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等で当該災害発生の日から起算して3年を経過する日までの間にあるもの又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第30条に規定する居住制限者については、同項の規定の適用に当たっては、同項第1号、第2号及び第4号に規定する条件を具備することを要しない。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めるときは、使用申込者資格について制限を加えることができる。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 市営住宅の使用料は、次のように徴収する。</p> <p>(1) 市営住宅を使用するものの使用料は、入居指定の日から市営住宅を明け渡した日(明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求の日)まで</p>	<p>項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等で当該災害発生の日から起算して3年を経過する日までの間にあるもの又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第30条に規定する居住制限者については、同項の規定の適用に当たっては、同項第1号、第2号及び第4号に規定する条件を具備することを要しない。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めるときは、使用申込者資格について制限を加えることができる。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第16条 市営住宅の使用料は、次のように徴収する。</p> <p>(1) 市営住宅を使用するものの使用料は、入居指定の日から市営住宅を明け渡した日(明渡しの請求のあったときは、明渡しの請求の日)まで</p>

改正後	改正前
<p>徴収する。</p> <p>(2) 市長は、特別の事情があると認める場合は、前号の入居日を別に指定することができる。</p> <p>(3) 住宅使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月31日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</p> <p>(4) 使用1月に満たないときは、使用料を日割計算として徴収する。</p> <p>(5) 使用者が第23条第1項に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1号の規定にかかわらず市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p>	<p>徴収する。</p> <p>(2) 市長は、特別の事情があると認める場合は、前号の入居日を別に指定することができる。</p> <p>(3) 住宅使用料は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月31日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。</p> <p>(4) 使用1月に満たないときは、使用料を日割計算として徴収する。</p> <p>(5) 使用者が第23条第1項に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1号の規定にかかわらず市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p>
<p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第17条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において使用料を減免し、又は徴収の猶予を必要とすると認める者に対しては、当該使用料の減免し、又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者（同居の親族を含む。以下この条において同じ。）の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者が災害により著しく損害を受けたとき。</p> <p>(4) 市営住宅の借上げに係る契約の終了に伴い、住宅を変更する場合、新たに使用する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えるとき。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>2 市長は、市営住宅の建替えに伴い、住宅を変更する場合、新たに使用する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えるときは、第14条、第30条の2第3項又は第32条第1項の規定にかかわらず、住宅令第11条の規定により当該使用者の使用料を減額するものとする。</p>	<p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第17条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において使用料を減免し、又は徴収の猶予を必要とすると認める者に対しては、当該使用料を減免し、又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者（同居の親族を含む。以下この条において同じ。）の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者が災害により著しく損害を受けたとき。</p> <p>(4) 市営住宅の借上げに係る契約の終了に伴い、住宅を変更する場合、新たに使用する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えるとき。</p> <p>(5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>2 市長は、市営住宅の建替えに伴い、住宅を変更する場合、新たに使用する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えるときは、第14条、第30条の2第3項又は第32条第1項の規定にかかわらず、住宅令第11条の規定により当該使用者の使用料を減額するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(使用料に係る督促及び延滞金)</u></p> <p>第17条の2 市営住宅の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）の例による。</p> <p>2 市長は、前項に規定する者が納期限までに市営住宅の使用料を納付しなかったことについて特別の事情があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、同項に規定する延滞金を減免することができる。</p> <p><u>(敷金の返還)</u></p> <p>第24条 敷金は、市営住宅の返還の際これを還付する。ただし、未納の使用料若しくはこれに係る延滞金又は損害賠償金があるときは、敷金から控除する。</p> <p>2 敷金の額が前項の規定により控除する額に足りない場合は、使用者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。</p> <p><u>(駐車場の使用等)</u></p> <p>第33条の7 市長は、使用者の使用に供するため、駐車場を設置する。</p> <p>2 前項に規定する駐車場を使用しようとする使用者は、市長の定めるところにより、許可を受けなければならない。</p> <p>3 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定める額とする。</p> <p>4 <u>駐車場の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、川崎市債権管理条例の例による。</u></p>	<p><u>(敷金の返還)</u></p> <p>第24条 敷金は、市営住宅の返還の際これを還付する。ただし、未納の使用料又は損害賠償金があるときは、敷金から控除する。</p> <p>2 敷金の額が前項の規定により控除する額に足りない場合は、使用者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。</p> <p><u>(駐車場の使用等)</u></p> <p>第33条の7 市長は、使用者の使用に供するため、駐車場を設置する。</p> <p>2 前項に規定する駐車場を使用しようとする使用者は、市長の定めるところにより、許可を受けなければならない。</p> <p>3 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定める額とする。</p>

改正後	改正前
<p>5 市長は、特別の事情があると認めるときは、駐車場の使用料若しくはこれに係る延滞金の減免又は駐車場の使用料の徴収の猶予をすることができる。</p> <p>6 第2項から前項までに定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>4 市長は、特別の事情があると認めるときは、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、駐車場の使用に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

# 平成25年第4回川崎市議会定例会

## 提出議案資料

### 議案第157号

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

**【まちづくり局】**

# 川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の概要

## 1 川崎市特定公共賃貸住宅条例の改正の概要

川崎市債権管理条例（平成25年10月8日条例第42号、平成26年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、特定公共賃貸住宅の使用料に係る督促並びに延滞金の徴収及び減免等について明確にするため、所要の整備を行うもの。

## 2 施行期日

平成26年4月1日

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市特定公共賃貸住宅条例 平成5年12月24日条例第42号</p> <p>(使用料の減免及び徴収猶予)</p> <p>第17条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、洪水、火災等の災害により特定公共賃貸住宅について被害を受けたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が別に定める特別な事由があるとき。</p> <p><u>(使用料に係る督促及び延滞金)</u></p> <p><u>第17条の2 使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、川崎市債権管理条例(平成25年川崎市条例第42号)の例による。</u></p> <p><u>2 市長は、前項に規定する者が納期限までに使用料を納付しなかったことについて特別な事由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、同項に規定する延滞金を減免することができる。</u></p> <p>(敷金)</p> <p>第18条 市長は、使用者から3月分の使用料に相当する金額の敷金を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する敷金は、使用者が当該特定公共賃貸住宅の明渡しをした後、本人の請求により還付する。ただし、未納の使用料、<u>前条第1項に規定する延滞金、第21条第2項の規定による損害賠償金又は第26条第2項の規定による未納の使用料に相当する額があるときは、当該敷金のうちからこれを控除する。</u></p> <p>3 敷金には、利子を付けない。</p>	<p>○川崎市特定公共賃貸住宅条例 平成5年12月24日条例第42号</p> <p>(使用料の減免及び徴収猶予)</p> <p>第17条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、洪水、火災等の災害により特定公共賃貸住宅について被害を受けたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が別に定める特別な事由があるとき。</p> <p>(敷金)</p> <p>第18条 市長は、使用者から3月分の使用料に相当する金額の敷金を徴収する。</p> <p>2 前項に規定する敷金は、使用者が当該特定公共賃貸住宅の明渡しをした後、本人の請求により還付する。ただし、未納の使用料、<u>第21条第2項の規定による損害賠償金又は第26条第2項の規定による未納の使用料に相当する額があるときは、当該敷金のうちからこれを控除する。</u></p> <p>3 敷金には、利子を付けない。</p>

# 平成25年第4回川崎市議会定例会

## 参考資料

- 議案第156号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第157号 川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 参考資料1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律  
新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ～17ページ
- 参考資料2 川崎市債権管理条例・・・・・・・・18ページ～20ページ

**【まちづくり局】**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 新旧対照表

改正後	改正前
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護等</u>に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則 (第一条・第二条)</p> <p>第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)</p> <p>第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)</p> <p>第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)</p> <p>第四章 保護命令 (第十条―第二十二条)</p> <p><u>第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)</u></p> <p><u>第五章の二 補足 (第二十八条の二)</u></p> <p>第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)</p> <p>附則</p> <p>我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。</p> <p>ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。</p> <p>このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。</p> <p>ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。</p> <p>第一章 総則 (定義)</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護</u>に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号)</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則 (第一条・第二条)</p> <p>第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)</p> <p>第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条―第五条)</p> <p>第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)</p> <p>第四章 保護命令 (第十条―第二十二条)</p> <p><u>第五章 雑則 (第二十三条―第二十八条)</u></p> <p>第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)</p> <p>附則</p> <p>我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。</p> <p>ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。</p> <p>このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。</p> <p>ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。</p> <p>第一章 総則 (定義)</p>

改正後	改正前
<p>第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。</p> <p>2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。</p> <p>3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。</p> <p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。</p> <p>第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）</p> <p>第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しな</p>	<p>第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。</p> <p>2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。</p> <p>3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。</p> <p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。</p> <p>第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）</p> <p>第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しな</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>(都道府県基本計画等)</p> <p>第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(都道府県基本計画等)</p> <p>第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針</p> <p>二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項</p> <p>三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項</p> <p>3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。</p> <p>2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。</p>

改正後	改正前
<p>二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(婦人相談員による相談等)</p> <p>第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。</p> <p>(婦人保護施設における保護)</p> <p>第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。</p> <p>第三章 被害者の保護</p> <p>(配偶者からの暴力の発見者による通報等)</p> <p>第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。</p> <p>2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セ</p>	<p>二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。</p> <p>三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。</p> <p>六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。</p> <p>4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p> <p>(婦人相談員による相談等)</p> <p>第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。</p> <p>(婦人保護施設における保護)</p> <p>第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。</p> <p>第三章 被害者の保護</p> <p>(配偶者からの暴力の発見者による通報等)</p> <p>第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。</p> <p>2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援セ</p>

改正後	改正前
<p>ンター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。</p> <p>4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）</p> <p>第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。</p> <p>（警察官による被害の防止）</p> <p>第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（警察本部長等の援助）</p> <p>第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。</p> <p>（福祉事務所による自立支援）</p> <p>第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次</p>	<p>ンター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。</p> <p>4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）</p> <p>第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。</p> <p>（警察官による被害の防止）</p> <p>第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（警察本部長等の援助）</p> <p>第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。</p> <p>（福祉事務所による自立支援）</p> <p>第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次</p>

改正後	改正前
<p>条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（被害者の保護のための関係機関の連携協力）</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p> <p>（苦情の適切かつ迅速な処理）</p> <p>第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。</p> <p>第四章 保護命令</p> <p>（保護命令）</p> <p>第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。</p>	<p>条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（被害者の保護のための関係機関の連携協力）</p> <p>第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p> <p>（苦情の適切かつ迅速な処理）</p> <p>第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。</p> <p>第四章 保護命令</p> <p>（保護命令）</p> <p>第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。</p> <p>一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。</p> <p>二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。</p> <p>2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>一 面会を要求すること。</p> <p>二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p> <p>四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。</p> <p>五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。</p> <p>六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び</p>	<p>ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。</p> <p>一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。</p> <p>二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。</p> <p>2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>一 面会を要求すること。</p> <p>二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。</p> <p>四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。</p> <p>五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。</p> <p>六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</p> <p>八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> <p>3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び</p>

改正後	改正前
<p>次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。</p> <p>4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。</p> <p>(管轄裁判所)</p> <p>第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に</p>	<p>次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。</p> <p>4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。</p> <p>5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。</p> <p>(管轄裁判所)</p> <p>第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に</p>

改正後	改正前
<p>住所がないとき又は住所が知れないときは(居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。</p> <p>一 申立人の住所又は居所の所在地</p> <p>二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)</p> <p>第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p> <p>一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況</p> <p>二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情</p> <p>三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情</p> <p>四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称</p> <p>ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所</p> <p>ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容</p> <p>ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容</p> <p>2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載</p>	<p>住所がないとき又は住所が知れないときは(居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。</p> <p>一 申立人の住所又は居所の所在地</p> <p>二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)</p> <p>第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <p>一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況</p> <p>二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情</p> <p>三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情</p> <p>四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情</p> <p>五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称</p> <p>ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所</p> <p>ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容</p> <p>ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容</p> <p>2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載</p>

改正後	改正前
<p>がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。</p>	<p>がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。</p>
<p>（迅速な裁判）</p>	<p>（迅速な裁判）</p>
<p>第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。</p>	<p>第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。</p>
<p>（保護命令事件の審理の方法）</p>	<p>（保護命令事件の審理の方法）</p>
<p>第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。</p>	<p>第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。</p>
<p>2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。</p>	<p>2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。</p>
<p>3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。</p>	<p>3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。</p>
<p>（保護命令の申立てについての決定等）</p>	<p>（保護命令の申立てについての決定等）</p>
<p>第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。</p>	<p>第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。</p>
<p>2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。</p>	<p>2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。</p>
<p>3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。</p>	<p>3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。</p>
<p>4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二</p>	<p>4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二</p>

改正後	改正前
<p>条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。</p> <p>5 保護命令は、執行力を有しない。</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。</p> <p>3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。</p> <p>5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。</p> <p>7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。</p> <p>8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。</p> <p>（保護命令の取消し）</p>	<p>条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。</p> <p>5 保護命令は、執行力を有しない。</p> <p>（即時抗告）</p> <p>第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。</p> <p>2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。</p> <p>3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。</p> <p>4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。</p> <p>5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。</p> <p>7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。</p> <p>8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。</p> <p>（保護命令の取消し）</p>

改正後	改正前
<p>第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。</p> <p>2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。</p> <p>3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)</p> <p>第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。</p> <p>2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。 (事件の記録の閲覧等)</p> <p>第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の</p>	<p>第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。</p> <p>2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。</p> <p>3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)</p> <p>第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。</p> <p>2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。 (事件の記録の閲覧等)</p> <p>第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の</p>

改正後	改正前
<p>閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。</p> <p>(法務事務官による宣誓認証)</p> <p>第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。</p> <p>(民事訴訟法の準用)</p> <p>第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。</p> <p>(最高裁判所規則)</p> <p>第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p> <p>第五章 雑則</p> <p>(職務関係者による配慮等)</p> <p>第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。</p> <p>(教育及び啓発)</p> <p>第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。</p> <p>(調査研究の推進等)</p> <p>第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するた</p>	<p>閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。</p> <p>(法務事務官による宣誓認証)</p> <p>第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。</p> <p>(民事訴訟法の準用)</p> <p>第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。</p> <p>(最高裁判所規則)</p> <p>第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。</p> <p>第五章 雑則</p> <p>(職務関係者による配慮等)</p> <p>第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。</p> <p>(教育及び啓発)</p> <p>第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。</p> <p>(調査研究の推進等)</p> <p>第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するた</p>

改正後	改正前
<p>め、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。</p> <p>(民間の団体に対する援助)</p> <p>第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(都道府県及び市の支弁)</p> <p>第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。</p> <p>一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)</p> <p>二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用</p> <p>三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用</p> <p>四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用</p> <p>2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。</p> <p>(国の負担及び補助)</p> <p>第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。</p> <p>2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。</p> <p>一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの</p> <p>二 市が前条第二項の規定により支弁した費用</p> <p><u>第五章の二 補則</u></p> <p><u>(この法律の準用)</u></p>	<p>め、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。</p> <p>(民間の団体に対する援助)</p> <p>第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(都道府県及び市の支弁)</p> <p>第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。</p> <p>一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)</p> <p>二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用</p> <p>三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用</p> <p>四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用</p> <p>2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。</p> <p>(国の負担及び補助)</p> <p>第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。</p> <p>2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。</p> <p>一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの</p> <p>二 市が前条第二項の規定により支弁した費用</p>

改正後

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第二条</u>	<u>被害者</u>	<u>被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）</u>
<u>第六条第一項</u>	<u>配偶者又は配偶者であった者</u>	<u>同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者</u>
<u>第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項</u>	<u>配偶者</u>	<u>第二十八条の二に規定する関係にある相手</u>
<u>第十条第一項</u>	<u>離婚をし、又はその離婚が取り消された場合</u>	<u>第二十八条の二に規定する関係を解消した場合</u>

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正前

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

改正後	改正前
<p>第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十 万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則〔抄〕 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。</p> <p>(検討)</p> <p>第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申</p>	<p>第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則〔抄〕 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。</p> <p>(検討)</p> <p>第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申</p>

改正後	改正前
<p>立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。</p> <p>2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。</p> <p>（検討）</p> <p>第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕〔抄〕</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p>	<p>立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。</p> <p>2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。</p> <p>（検討）</p> <p>第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</p> <p>附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕〔抄〕</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。</p>

川崎市債権管理条例

(目的)

**第1条** この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平を確保し、及び円滑な財政運営に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「市の債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものを除く。）をいう。

(他の法令等との関係)

**第3条** 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

**第4条** 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、市の債権について、法令又は条例若しくは規則等（規則又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）の定めるところに従い、その督促、滞納処分、強制執行、徴収停止、履行期限の延長その他の市の債権の管理に関し必要な事務を適正に行わなければならない。

2 市長等は、前項に規定する責務を遂行するため、市の債権の管理の適正化を図るための方針の策定、市の債権の管理に関する事務の処理手続の整備その他の必要な取組を推進するものとする。

(督促)

**第5条** 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならない。

(延滞金)

**第6条** 市長等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入（以下「税外収入金」という。）について同項の規定による督促をしたときは、この条例の定めるところにより、延滞金を徴収するものとする。

2 前項の延滞金は、当該督促に係る税外収入金の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税外収入金の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。この場合におい

て、税外収入金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があった税外収入金の額を控除した額とする。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

**第7条** 市長等は、税外収入金の納付義務者が税外収入金を納期限までに納付しなかったことについて規則等で定めるやむを得ない理由があると認められる場合その他規則等で定める特別の理由があると認められる場合には、前条第1項の延滞金を減免することができる。

(市の債権の放棄)

**第8条** 市の債権について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該市の債権及びこれに係る損害賠償金等（債務者の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）は、放棄する。ただし、当該市の債権について、債務者と共に債務を負担する者その他弁済の責任を負うべき他の者があり、その者について次の各号に掲げる事由がないときは、この限りでない。

(1) 市の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効が完成したこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が市の債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係るもの以外のものに限る。次号において同じ。）につきその責任を免れたこと。

(3) 市の債権に係る債務者（法人に限る。）が破産手続廃止の決定を受けたこと。

(滞納者に関する情報の利用)

**第9条** 市長等は、市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）で定めるところに従い、その保有する滞納者（市の債権について、履行期限までに履行しない個人をいう。）に関する情報を、保有するに当たって特定された利用の目的の範囲を超えて利用することができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条、第7条及び附則第3項から第5項までの規定は、平成26年4月1日から施行し、第6条及び第7条の規定は、同日以後に納入の通知をした税外収入金について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第8条各号のいずれかに掲げる事由に該当する市の債権及びこれに係る損害賠償金等については、この条例の施行の際に当該事由が生じたものとみなして、同条の規定を適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止)

- 4 川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和32年川崎市条例第3号）は、廃止する。

(川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に、納入の通知をした税外収入金に係る延滞金の徴収及び減免については、なお従前の例による。